

# 実験系廃液分別表

## 共通の注意事項

- ・原液（廃液Ⅰ）と実験器具等の1次洗浄水（廃液Ⅱ），2次洗浄水（廃液Ⅲ）までを貯留すること。
- ・廃液の貯留は廃液タンクの8分目までとすること。
- ・内容物の確認及びpHの判定を行い，該当する区分の廃液タンクへ投入すること。
- ・貯留したまま実験室内に放置せず，少量でも貯まれば搬出日に搬出すること。  
（少なくとも半年に1度は貯留した廃液を搬出する）
- ・区分の異なる廃液を混合させないこと。
- ・搬出票には，廃液に含まれる物質名，pH及び重量を記入すること。

## 廃棄物処理法における有害物質

アルキル水銀化合物，水銀又はその化合物，カドミウム又はその化合物，鉛又はその化合物，有機リン化合物，六価クロム化合物，ヒ素又はその化合物，シアン化合物，PCB，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，ジクロロメタン，四塩化炭素，1,2-ジクロロエタン，1,1-ジクロロエチレン，シス-1,2-ジクロロエチレン，1,1,1-トリクロロエタン，1,1,2-トリクロロエタン，1,3-ジクロロプロペン，チウラム，シマジン，チオベンカルブ，ベンゼン，セレン又はその化合物，1,4-ジオキサン，ダイオキシン類。

令和元年12月 松江事業場化学物質等管理委員会

廃液の種類		廃液タンク	区分 / 対象の廃液例		注意事項
実験系廃液	無機廃液	① シアン(CN)	1. シアン化合物を含む廃液 「有害物類」無機廃液搬出票	HCN, KCN, ペンタシアノニトロシル鉄(Ⅲ)酸ナトリウム二水和物 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水酸化ナトリウムまたは，水酸化カリウムで pH 12 以上 にしてから投入・貯留する。 (pH調整はドラフト内で行い，絶対に酸性・中性にしないこと)</li> <li>・他の金属と共存する場合も同様に取扱うこと。</li> <li>・タンクに投入した水銀以外の化学物質についても搬出票へ記入すること。</li> <li>・水銀使用器具の水銀は無理に取り除かないこと。</li> <li>・環境安全施設へ搬出の際，pHにより，アルカリ性廃液区域または酸性廃液区域で受け渡すこと。</li> </ul>
		② 硫化物(S)	2. 硫化物を含む廃液 「有害物類」無機廃液搬出票	H <sub>2</sub> S, Na <sub>2</sub> S, K <sub>2</sub> S, CdS, ZnS 等	
		③ 水銀(Hg)	3. 水銀又はその化合物を含む廃液 「有害物類」無機廃液搬出票	HgSO <sub>4</sub> , CH <sub>3</sub> -Hg 等	
		④ 他 有害物	4. その他 有害物質を含む廃液 「有害物類」無機廃液搬出票	Cd, Pb, 有機リン化合物, Cr <sup>6+</sup> , As, Se	
		⑤ 強アルカリ性	5. pH 12.5以上のアルカリ性廃液 「アルカリ性, 酸性」無機廃液搬出票	pH12.5以上の廃液	
		⑥ 強酸性	6. pH 2.0以下の酸性廃液 「アルカリ性, 酸性」無機廃液搬出票	pH2.0以下の廃液	
		⑦ アルカリ性	7. pH 7.1~12.4のアルカリ性廃液 「アルカリ性, 酸性」無機廃液搬出票	pH7.1~12.4の廃液	
		⑧ 酸性	8. pH 2.1~7.0の酸性廃液 「アルカリ性, 酸性」無機廃液搬出票	pH2.1~7.0の廃液	
	有機廃液	⑩ 有機ハロゲン化合物	10. 有機ハロゲン化合物 又は有害物質を含む廃液 有機廃液搬出票	ジクロロメタン, クロホルム, ベンゼン, 1,4-ジオキサン 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タンクへ投入した化学物質名を搬出票に 記入すること。</li> <li>・貯留時は周辺での火気の取扱いに注意すること。</li> </ul>
		⑪ その他 有機	11. 10. 以外の有機廃液 有機廃液搬出票	ルマルヘキサン, アセトン, ホルマリン, 鉍物性油 等	

## 環境安全施設へ搬入してはならない廃棄物等

- 不要薬品 ， ● 核燃料物質及び放射性物質 ， ● PCB ， ● 石綿類（アスベスト）

実験系廃液に関する問合せは，環境マネジメント担当（内線：2319 外線：0852-32-9829）または環境安全施設（内線：2348 外線：0852-32-8914）へ連絡すること。